明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍千葉県船橋市新高根六丁目一三番、最後の住所千葉県船橋市新高根六丁目一三番五号
被相続人　亡　北澤　芳夫
右被相続人は平成二十六年二月十六日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十九日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月九日
川崎市川崎区浜町三―七―一二
相続財産管理人　北澤美江子

限定承認公告

本籍石川県鹿島郡中能登町東馬場チ部四番地、最後の住所石川県金沢市田井町一二番四三号
被相続人　亡　近江　卓男
右被相続人は平成二十五年五月六日死亡し、その相続人は平成二十六年五月三十日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月九日
東京都世田谷区千歳台一丁目一三番一二―一〇四
限定承認者　近江　良哉

限定承認公告

本籍兵庫県赤穂市東有年六三二番地、最後の住所神戸市北区緑町七丁目一番四四―四〇一号
被相続人　亡　有年　敦司
右被相続人は平成二十六年三月十七日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十九日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月九日
神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル一一階
相続財産管理人有年園子
代理人　弁護士　藤井　義継

限定承認公告

本籍広島県尾道市因島中庄町四三二二番地、最後の住所広島県尾道市向島町五六一六番地
六九
被相続人　亡　宮地　延周
右被相続人は平成二十六年二月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年五月八日広島家庭裁判所尾道支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月九日
広島県尾道市向島町五六一六番地七〇
限定承認者　宮地　良於

限定承認公告

本籍福岡県行橋市大字二塚三四二番地、最後の住所福岡県京都郡苅田町大字提三五六五番地
被相続人　亡　藤田千恵子
右被相続人は平成二十五年十月十三日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十六日福岡家庭裁判所行橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月九日
福岡県行橋市中央二丁目六番五号
限定承認者生田照美
成年後見人　久篠　守生

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年七月十日をもって、第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。
金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。
以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。
平成二十六年六月九日
東京都渋谷区神宮前五丁目五〇番六号
株式会社プラザサービス
代表取締役　浜渦　文彦

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十六年五月三十日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から一千円に減少することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
以上中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。
平成二十六年六月九日
兵庫県神戸市中央区多聞通二丁目一番一七号
コワーキング協同組合
代表理事　伊藤　富雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五十三億七千七百万円減少し、金一億二百六十万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十六年七月十一日であり、社員総会の決議は、平成二十六年六月六日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年四月二十二日付官報の号外第九十号八十二頁に掲載されています。
平成二十六年六月九日
東京都千代田区丸の内二丁目二番三号
二番町インベストメント特定目的会社
取締役　平本　正和

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を五千万円減少し、三十億一千六百四十五万円とすることにいたします。効力発生日は平成二十六年七月十日です。
この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.ko-koku.jp
平成二十六年六月九日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
全盛特定目的会社
取締役　藤田　収二

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は発行済優先出資五千万口を消却することといたしますので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年七月十日までに当社にご提出ください。
平成二十六年六月九日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
全盛特定目的会社
取締役　藤田　収二

訂正公告

平成二十六年五月二十九日掲載の資本金の額の減少公告中、「資本金の額を五百万円減少し一千万円とする」とあるは「資本金の額を一千二百万円減少し三百万円とする」の誤りにつき訂正します。
平成二十六年六月九日
石川県金沢市旭町二丁目七番一六号
有限会社中嶋企業
代表取締役　中島紀代子

取消公告

平成二十六年二月七日（号外第二十五号）掲載の高知地方裁判所に係る平成二十五年（フ）第三九七号破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間は取り消します。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一四	八	上	八番	頂番
		終りから	「発」	「発」
			債」	は　生　債」

の誤り。

平成二十六年一月二十日（号外第十一号）国土交通省告示第四十四号（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示）（原稿誤り）
一四ページ下段終りから五行目中「、第二十号及び第二十一号」を「及び第二十号」は「、第十六号、第二十号及び第二十一号」を「及び第十六号」」の誤り。
同ページ同段終りから四行目から三行目中「第四十一条第一項第二十一号」を「第四十一条第一項第二十号」に、「」は「第四十一条第一項第二十一号（細目告示第五条第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる場合を除く。）」を削り、「」の誤り。

◉号外　六月九日付第一二七号六四ページ
◉付録　五月官報目録一二ページ

ページ●同日付政府調達第一〇五号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）